

## 鹿児島県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大規模な地震により多くの建築物が被災した場合、住民の安全を確保するうえにおいて、余震等による被災建築物の再度の倒壊、部材の落下等から生ずる人的被害を防止することがきわめて重要であることにかんがみ、被災建築物の危険度の応急的な判定を行う地震被災建築物応急危険度判定講習会を開催し、その受講者を登録し、これを活用することにより応急危険度判定の体制を整備し、もって余震等による人的被害の防止を図ることを目的とする。

なお、受講者による判定業務は、鹿児島県地域防災計画に位置付けるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において応急危険度判定とは、地震により被災した建築物が余震等に対し安全に立入り、又は使用できるかを応急的に判定することをいう。

2 この要綱において鹿児島県応急危険度判定受講者（以下「判定受講者」という。）とは、知事の登録を受け、応急危険度判定の作業を行う者をいう。

### (登録等)

第3条 判定受講者は、県内に居住し、又は勤務する次の各号のいずれかに該当する者で、第11条の講習会を修了した者又は応急危険度判定の作業を行う者として他都道府県にて登録若しくは認定を受けた者（以下「他県登録者等」という。）からの申請により、知事が登録するものとする。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建築士

(2) 前号に規定する者のほか、知事が認めた者

2 前項の規定による登録を受けようとする者は、応急危険度判定受講者登録申請書に次に掲げる書類を添付し、知事に申請しなければならない。

(1) 法第5条第2項の建築士免許の写し

(2) 第11条第3項の修了証の写し（他県登録者等にあつては、当該登録又は認定（以下「登録等」という。）を証するもの）

### (登録証の交付)

第4条 知事は、前条第2項の規定による申請があつた場合において、申請者が判定受講者として適格と認めるときは、応急危険度判定受講者登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するとともに、申請者に応急危険度判定受講者登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

2 知事は、前条第2項の規定による申請があつた場合において、申請者が判定受講者として適格でないとき認めるときは、登録しないことができる。この場合において、知事は、その旨を申請者に通知するものとする。

### (申請事項の変更)

第5条 判定受講者は、第3条第2項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに、判定受講者登録申請事項変更届により知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、登録台帳の修正をするものとする。

### (登録証の更新)

第6条 登録証の有効期間は、登録された年度から5年後の年度の末日とする。

2 登録証の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の30日前までに判定受講者更新申請書に登録証を添えて知事に申請するものとする。

3 知事は、前項の規定による申請があつたときは、登録台帳に更新した旨を記載するとともに、申請者に登録証を交付するものとする。

### (登録証の再交付)

第7条 判定受講者は、登録証を紛失し、又は汚損したときは、応急危険度判定受講者登録証再交付

申請書により知事にその再交付を申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。
- 3 前項の規定により登録証の再交付を受けた判定受講者は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納しなければならない。

#### (登録の辞退)

第8条 判定受講者は、登録を辞退しようとするときは、応急危険度判定受講者辞退届に登録証を添えて知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届け出があったときは、登録台帳から抹消するとともに、その旨を届出者に通知するものとする。

#### (登録の取消し)

第9条 知事は、判定受講者が次の各号のいずれかに該当した場合は、登録の取消し又は登録の停止を行うことができる。

- (1) 法第9条に基づく免許の取消しを受けた場合
- (2) 法第10条第1項に基づく懲戒を受けた場合
- (3) 前号に規定する場合のほか、知事が必要と認めた場合

- 2 知事は、前項の規定により登録の取消しを行った場合は、登録台帳から抹消するとともに、登録証を返納させるものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により登録の停止を行った場合は、停止期間の満了まで登録証を領置するものとする。

#### (判定受講者の業務)

第10条 判定受講者は、市町村災害対策本部の依頼により、応急危険度判定を行うものとする。

- 2 県外の被災地からの支援要請による判定業務については、別に定める知事の要請により行う。
- 3 判定受講者は、応急危険度判定の作業中は、常時、登録証を携帯するものとする。

#### (講習会)

第11条 知事は、応急危険度判定の実施に必要な建築技術を修得させるために、講習会を実施するものとする。

- 2 講習会の受講資格者は、第3条第1項の各号に掲げる者とする。
- 3 知事は、講習会を修了した者に対し、講習会修了者台帳に記載の上、受講修了証を交付する。

#### (相互認証)

第12条 知事は、第3条第1項の規定により、他県登録者等の登録をした場合は、移転前に登録等をしてきた都道府県知事に対し、応急危険度判定受講者登録通知書により通知するものとする。

- 2 知事は、第3条の規定により登録した判定受講者が、他の都道府県に登録等をし、当該都道府県知事から、応急危険度判定受講者登録通知書の通知があった場合は、当該判定受講者の登録事項を抹消するとともに、その旨を当該判定受講者に通知するものとする。

#### (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、鹿児島県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成7年10月11日から施行する。

この要綱は、平成16年7月13日から施行する。

この要綱は、平成18年12月18日から施行する。